

# 県議会報告

討議資料

新年あけましておめでとうございます



委員会の様子

11月定例会（11月25日～12月13日）では、一般会計補正予算、県職員の退職手当に関する条例の改正など27議案が可決されました。

今回も昨年に続き一般質問をすることができませんでしたが、一般会計補正予算の内容や一般質問、委員会審議の様子をわかりやすくご説明します。

## 議案審議

① 開会日に知事の議案説明が行われ、12月2日に各党の代表質問、3日から6日まで14人の議員の一般質問が行われました。その後、9日から3日間の各常任委員会（総務企画、環境福祉、産業観光、農林水産、土木建築、文教警察）における議案審議を経て、本会議最終日にすべての議案の採決が行われました。

② 今回可決された一般会計補正予算は、総額約241億

円であり、主な内容として、①物価高対策に12億円余りが計上され、LPガス料金の負担軽減、中小企業への電気料金の支援などが行われます。②経済の成長、安全安心の確保と銘打って230億円弱が計上され、道路、河川、砂防等の公共事業が行われます。



## のコメント

国の経済対策に呼応した補正予算とされ、その財源の半分近くは国に依存しています。

また、中身を見ても、経済対策のうち、物価高対策はわずか5%弱に過ぎず残りは従来型の公共事業であり、しかも財源不足を121億円の借金（県債）で賄います。多額の借金をしてまで毎年補正予算を編成する必要性があるのでしょうか。

## 一般質問

11月に配備された米軍のオスプレイに県の岩国県民局長が市長、中国・四国防衛局長らと同乗し、洋上の空母ジョージ・ワシントンまで行き、戦闘機の着艦の様子を視察したことへの疑問が呈されました。これに対して「艦載機の運用等の実態把握に向けた情報収集のため参加した」、さらに米側からの飲食の接待については「簡素な飲食物の提供であり問題なかった」との答弁でした。

疑問に思うことは、日本の文民が緊急事態でもないのに米軍軍用機に乗ることが許されるのか？たとえ同盟国でも過去に例はないと思います。この試乗で安全性に問題はないとするのは、

## 常任委員会



私の所属する土木建築委員会では、主に道路、河川や土砂災害対策のための予算の審議が行われました。

また、上関原発の埋立許可やきさらぎ博記念公園の整備計画、平瀬ダムの運用などについて活発な質疑がありました。特に昨年6月の豪雨災害で大きな被害を受けた厚狭川を4区間に分けて同時並行で復旧工事を進めることが決まりましたが、大規模な災害のため完了には10年ほどかかるそうです。地元の足である鉄道の復旧は未だ結論が出ず、住民の方々の不安と不自由さは如何ばかりかと案じます。

行政としてあまりに無責任です。事実、11月には再びエンジン事故を起こし飛行停止になっています。

PFAS (ピーファス) は、有機フッ素化合物の総称で発がん性が指摘され、法律により製造および輸入が禁止されているが、過去に、一部が泡消火剤やフライパン等のコーティングに使われてきた。PFASは厄介なことに化学的に安定しており、水に溶けやすく河川や地下水などを汚染し、使用を中止した後も長期間残留する。

最近、特定の工場や米軍施設周辺の水路などで高濃度のPFASが検出され、民間団体の調査によると岩国基地周辺でも基準値\*を超えるとされ、住民の不安が高まっている。

これを受けて、岩国市では、すでに今津川の川口や基地南東沖など4箇所まで水採取し現在検査が行われている。山口県でも来年度、排出源となり得る施設周辺も含めて県内全域の河川、海域、地下水の調査を実施する。

なお、岩国市の水道については、定期的に検査が行われ、これまでに基準値を超えたことはない。

PFASの実態をきちんと調査、情報公開して早期に対策を取る必要がある。さもなくば、不安が不安を呼び農水産業などへの風評被害をも招きかねない。

\*基準値50ナノグラム/L

## 厚木爆音訴訟判決

11月20日、横浜地裁で行われた“第5次厚木基地爆音訴訟判決”に参加しました。判決では、岩国基地に空母艦載機が移駐した後に国が測定した騒音分布図を基準に損害賠償額が決められ、対象範囲はかなり縮小されました。多くの原告は賠償が認められず、弁護士や原告団はとても憤慨し、“想定外の最悪の判決だ！”と涙を流して悔しがっておられました。

艦載機が移駐しても訓練は日常的に行われ、新たに訓練機が飛来し爆音は決して減少していないし、飛行停止は却下されました。数日中に高等裁判所へ控訴するとのことでした。

厚木爆音訴訟は大所帯で原告が約8700人（岩国では1次訴訟も2次訴訟も約500～600人）、みなさんの熱意は想像以上で、私たちも声を上げ続けなければ・・・と改めて思いました。報告集会や交流会では、全国の訴訟の方々と意見交換ができ、大変有意義でした。

裁判後には、多くのマスコミから取材を受け、艦載機の機種変更によるオスプレイやF35Cの岩国への配備、昨今の騒音被害についてももしっかり訴えてまいりました。



11月16日(土)開催

年4回の議会後に広中英明市議と一緒に、市民文化会館で“すがこと話そう！”(言いたい放題の会)を開いています。

5～6年前にこの会を始めた当初は参加される方は数名でしたが、ここ数年は会場が一杯になる程たくさんの方が集まってくださり、意見も途切れることなく2時間があっという間に過ぎます。最近では若い方々も参加して、しっかり意見を述べています。

質疑では、医療や交通手段などの身近な問題もさることながら、ウクライナをはじめとする紛争のこと、台湾有事に関わる防衛・米軍基地問題なども出され活発な意見交換ができました。特に今回は、熊の出没やPFAS、清流線の存続など市民にとって切実な問題も噴出しました。



次回は2月8日(土)に行いますので、どうぞお気軽にお出かけください。



## 井原すかこ後援会事務所

郵便 740-0017

住所 岩国市今津町

4-11-20

コーポビル 1階

電話 0827-21-9808

## 第21回

# すがこと話そう!

日時 25年2月8日(土)

場所 岩国市民文化会館 第2研修室

午前10時から12時

広中英明市議参加